愛知県総合教育会議の傍聴に関する要領

１　趣旨

この要領は、愛知県総合教育会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

２　傍聴人の定員

傍聴人の定員は10人とする。ただし、感染症防止対策等の理由により十分な場所が確保できない場合は、この限りではない。

３　傍聴申込み

傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書（様式１）により、事前に事務局（愛知県県民文化局県民生活部学事振興課）へ申し込むものとする。

傍聴の申込みは先着順とし、申込期限前であっても、定員になり次第、受付を締め切るものとする。

４　傍聴証等の交付

傍聴人には、傍聴証（様式２）、傍聴人心得（別紙）及び会議資料又はその概要を交付する。

傍聴人は、傍聴証を携帯して、会議開催予定時刻までに入室し、傍聴人心得を遵守するものとする。

５　傍聴席に入ることができない者

次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができないものとする。

（１）凶器その他危険物と認められるものを携帯している者

（２）酒気を帯びている者

（３）児童及び乳幼児。ただし、引率者があって議長が許可した場合は、この限りではない。

（４）ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者

（５）写真機、録音機、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、議長が許可した場合は、この限りではない。

（６）その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

６　傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない

（１）みだりに席を離れないこと。

（２）帽子、コートの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、議長が許可した場合は、この限りではない。

（３）携帯電話等の通信機器については、使用できないよう電源を切ること。

（４）飲食し、又は喫煙しないこと。ただし、健康管理等のための水分補給等はこの限りではない。

（５）会議開催中は、静粛に傍聴することとし、発言のほか、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

（６）鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げる等の示威的行為をしないこと。

（７）私語し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。

（８）その他会議を妨害するような行為をしないこと。

７　写真、映画等の撮影及び録音の禁止

傍聴人は、傍聴席においては、写真、映画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、特に議長が許可した場合は、この限りではない。

８　議長の指示

議長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は議長の指示に従わないときは、当該傍聴人の退場を命ずることができるものとする。

　　附　則

この要領は、令和４年１月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年５月１日から施行する。